

令和元年 11 月 12 日

特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝 殿

学校法人昭和大学
理事長 小口 勝司

回答書

貴機構よりいただきました令和元年 10 月 28 日付「再度のお問合せとお願い」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

I 申入れ事項

第 1 申入れの趣旨

平成 29 年度・平成 30 年度の医学部の入学試験を受験した 2 浪以上の浪人生である志願者（合格者を除く）に対して、直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしてください。

【回答】

平成 29 年度及び平成 30 年度入学試験における該当者に対して、第三者委員会からのご提言に従い救済策を講じました。

II 要請事項

第 1 要請の趣旨

(1) 希望する志願者に対する得点及び順位並びに合格判定基準の開示

【回答】

個々の合否に関わるお問い合わせにつきましては、従来からお答えしておりません。

(2) 現役志願者及び 1 年浪人志願者に対する加点が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する在学契約の申込みの資格又は在学契約の予約完結権（以下「入学資格」と総称します。）の付与

【回答】

第三者委員会からのご提言に従い、平成 29 年度及び平成 30 年度入学試験における該当者に対して個別に意思確認のうえ、救済策を講じました。入学を希望された方は、平成 31 年 4 月にご入学されました。

(3) 現役志願者及び1年浪人志願者に対する加点が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する、不合格となったために被った損害（慰謝料、逸失利益等）の補償

【回答】

第三者委員会からのご提言に従い、平成29年度及び平成30年度入学試験における該当者について、個々に対応しております。

(4) 貴法人において貴法人の記事に記載された事項が行われるようになった年度以降の医学部の入学試験における、性別・年齢などによる得点調整またはこれに類する独自の選考基準（以下、これらをあわせて得点調整といいます。）の有無の公表、および得点調整があった場合にはそれら志願者（合格者を除く）への入学検定料相当額の損害賠償金の補償

【回答】

第三者委員会からのご提言に従い「現役・一浪加点、同窓優遇」を廃止いたしました。その他の方法による得点調整は一切行っておりませんが、合格者決定の過程において差別的取り扱いと疑われる行為を一切廃止すべきとのご提言に従い、疑念を生じないよう適切に取り組んでまいります。

Ⅲ 問合せ事項

1 共通

貴法人において貴法人の記事に記載された事項が行われるようになった年度から平成30年度までの入学試験要項（願書）を提供してください。

【回答】

平成29年度、平成30年度の入学試験要項をご提供いたします。平成28年度以前のもの是在庫がないためご提供できません。

2 (1) 二次試験時の高等学校調査書の評価における、現役志願者および1年浪人志願者に対する加点を開始した時期及びその方法を明らかにしてください。

【回答】

平成25年度から、一般選抜Ⅰ期及びⅡ期の二次試験の調査書配点において、現役・一浪受験生に対する加点の措置を行ってまいりました。当該措置は、「調査書配点基準」に基準として記載され、調査書の評価採点の際に一律に行われてまいりました。

(2) 浪人生であるか否か及び浪人の回数は、入学志願書の学歴職歴欄からは必ずしも明らかにならないと思われます。実際には複数年にわたり医学部入学試験を受験しているが他学部の大学生である場合や就職している場合もあります。また、社会人経験があり一定の年齢に達しているが医学部入学試験を受験するのは初めてという場合もあります。

ついては、浪人生であるか否か及び浪人の回数をどのように判定していたのか、明らかにしてください。

【回答】

入学願書および調査書から判断してまいりました。

3 貴法人は、貴法人の記事の【本学の今後の取り組み】の「4. 第三者委員会の設置」において、「本件の再調査並びに今後の対応について第三者委員会を設置することと致します。」と記載しています。

当機構では、本日現在、貴法人において第三者委員会を設置したとの事実関係を把握できていません。ついては、貴法人がすでに第三者委員会を設置したのか、設置していないのであればいつ設置される予定であるか、明らかにしてください。

あわせて、第三者委員会の報告書が貴法人へ提出される時期（予定）及び提出された場合に公表されるかどうか、ご回答ください。

【回答】

平成30年11月7日に第三者委員会を設置いたしました。また、令和元年9月13日に第三者委員会からの調査報告書を本学ホームページに掲載いたしました。

4 貴法人は記者会見において、性別による得点調整は行っていないと表明されました。また、貴法人のウェブサイトにおいて公表された内容には性別による得点調整に関する記載がありません。これはすなわち、貴法人では性別による得点調整を一切行っていなかったものと理解しますが、そのような理解をして差し支えないかどうかご回答ください。

【回答】

性別による得点調整は一切行っておりません。

以上